

お客様各位

福島信用金庫

年金支給日における営業開始時間の繰り上げについて

福島信用金庫（理事長 樋口郁雄）は、お客さまの利便性向上を図るため、年金支給日の窓口営業時間を15分繰り上げ、8時45分から営業いたします。

年金支給日には多くのお客さまが来店され、窓口が大変混み合い、お待たせする時間も長くなっております。営業開始時間を繰り上げることで、混雑の解消を目指します。

福島信用金庫では、これからもお客さまの利便性の向上を図るために、よりよいサービスの提供に努めてまいります。

記

1. 対象営業店
全営業店

2. 営業時間変更の実施日
令和4年8月15日（月）以降の年金支給日（偶数月の15日）※
※15日が土・日・祝日の場合は、前営業日

3. 窓口営業時間
8時45分～15時
（駅前支店、八島田支店、森合支店、岡山支店、ほうらい支店、瀬上支店、鎌田支店、平野支店、松川支店、川俣支店、飯野支店では、11時30分～12時30分の間、窓口を休業いたします。）

4. お問い合わせ先
福島信用金庫 総合企画部 024-523-3570
受付時間：平日9：00～17：00

以上